

監査公表第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、議会事務局、総務部、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年 1 月11日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法 子

平成28年度

議会事務局、総務部、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成28年10月13日（木）、14日（金）

2 監査の対象

議会事務局、総務部〔総務課（情報公開室）、財政課、税務課、債権管理課、契約管理課（工事検査室、入札管理室）、情報管理課（IT推進室）〕、会計課及び監査委員事務局（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）超過勤務について

各課超過勤務処理簿の記入漏れや記載誤り、時間数の計算が間違っているものが見られた。

総務課においては、規定に従い、算出に遺漏なく超過勤務の事務処理を行うよう改めて通知をする等各課への指導に努めていただきたい。

また、超過勤務の特に多い職員については、状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、過重労働とならないよう業務の配分に留意されたい。

（2）滞納削減について

敦賀市債権管理マニュアルを整備し、職員の滞納整理に関する知識の向上や法的措置に関する理解を深め、納付の促進に努力されている。

今後とも財源の確保及び負担の公平性の見地から納税等の意識の高揚に努め

るとともに、滞納を発生させない徴収体制の強化や工夫により、現年度内での収納に努められたい。

また、特別徴収個人市民税の滞納額が増加しているので、事業所への指導にも努められたい。

(3) 市有財産の有効活用について

未利用地の売却・貸付等積極的な方策が推進されているが、何らかの事情により早期に売却できないものについては、効果的、効率的な活用を検討するなど、貸付等の推進による有効活用にも努められたい。

また、今後の新公会計の固定資産台帳の記載項目に所管換があった場合その年月日を表示出来るよう管理されたい。

(4) 原動機付自転車用ナンバープレートの管理について

ナンバープレート交付申請から廃車申告までの事務処理と交付・返納に伴う在庫管理については、税務システムとの整合性を図り、定期的な棚卸や処分状況の確認を行う等、適切な管理に努めていただきたい。